

京都市告示第 91 号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により、平成25年度の地籍調査事業実施計画を次のとおり変更します。

平成26年 4月11日

京都市長 門川 大作

1 事業計画の変更が告示された日

平成26年4月1日（京都府告示第197号）

2 調査を実施する者の名称

京都市

3 調査地域

変更前後別	調査地域
前	上京区主税町，聚楽町，四町目，小山町の一部，中務町の一部，西院町の一部，南伊勢屋町の一部，左馬松町の一部及び北伊勢屋町の一部
後	〃

4 調査期間

変更前後別	調査期間
前	平成25年6月3日から平成26年3月31日まで
後	平成25年6月3日から平成26年10月31日まで

(行財政局財政部財産活用促進課)